

第3表 組織発展の過程の中での大きな問題点と解決点

問 題 点	解 決 点
昭和42年：兼業化が進み、機械の大型化が、共同防除組合では満足できなかった。	高度集団栽培組合結成：20馬力トラクター2台、大型防除機1台を導入し、耕起・代かき・田植・共同防除を実施する。
昭和45年：兼業が安定したのにくらべ、専業（オペレーター）が個人経営に圧迫を感じ、そのため脱退の気運がでる。	田植機・バインダー・ハーベスターの出現により水稻省力栽培が可能になる。 専業オペレーター農家が高度集団栽培組合の施設を引きとり、作業受託へ改組、再出発する。
昭和46年：水稻機械化一貫体系の中で、田植機使用の育苗問題が難関となった。	外瀬省力生産組合と共同で、弘前第一育苗組合を設立、大規模共同育苗施設設置事業の指定を受ける。育苗・田植の受託作業が可能となった。

このような受託組織の発展は受託量の安定確保を第1条件とするが、さらには確保された受託地の団地的作業体系の確保が受託組織定着の条件と考えられるが現実には必ずしもそうではない。委託農家は年々固定化の傾向にあるが、受託量は減少している。これは組合の機械装備が集落の全面積を消化できる能力がなく、このため周辺農家が相対で受託しており、委託農家は両者の作業料金比較のうで申込みする例が多く、団地的な作業の計画消化ができない。営農組合では請負耕作へ発展する過渡的段階として作業受託を行なっているが、現状の技術評価をとまわらない料金決定システムでは委託農家のうけるメリットに比べて受託農家のメリットは少ない。技術格差、生産力格差を加味した料金の決定さらには、長期にわたる請負耕作の成立なくしては受託サイドの安定した経営の規模拡大に結びつかない。

4 ま と め

この営農組合が36年の水稻共同防除組合の設立か

ら今日まで、組織発展の過程を段階的にみると、水稻共防から高度集団栽培へ、高度集団栽培から受託組織へ、さらには受託規模拡大のための育苗組合の設立に区分できる。第1の過程では、外部的には兼業化の進行と労働力の減少による相互間の助け合いの形での組織化であり、内的には機械施設の合理化対策である。第2の段階では、担い手農家の減少と個別経営の圧迫が少数の農家による機械の体系的利用と受託化、さらには担い手農家が経営安定のために作業規模拡大の方向にすすんできた。

以上のように、組織発展過程において内部に発生する諸問題を解決するために、集団栽培→受託化の方向をたどってきたが、その側面には奨励事業が大きな契機になっていたことは事実である。

この地区のように、兼業化のすすんでいる地区で共同利用、共同作業を目的とした生産組織が一時的に作業あるいは経営の受託組織へ転化するのが自然な一つの方向とも云える。

稲作生産における集団化と受委託

阿部健一郎・柴田昭治部・嶋崎 善治

（秋田県農業試験場）

1 研究のねらいと背景

稲作の集団栽培は、参加農家にそれぞれ集団化効果を実現し、農民の主体性を確立し得るものとして、急

速に全国各地に普及した。

しかし、これらの集団は、1960年代における経済の「高度成長」政策に伴う著しい農業労働力の流出と、これを可能にした機械化「一貫体系」の確立によって、

再編整備されつつある。すなわち、集団化の効果は、従来、栽培協定、共同作業による増収、労働力の階層間調整であったのに代って、現在では機械化のメリットを引き出す方向が強く表面化している。

1972 年 8 月現在における秋田県の稲作「生産組織」¹⁾は、約 1,000 集団である。本県の稲作集団は、佐賀県を筆頭とする西日本での崩壊、停滞の中で、1968 年以降もその集団数が一定の増加を示し、しかも 1972

年現在、集団に組織化される農家数が全農家数の 22.7 % と高率であるという特徴を持っている²⁾。

集団の類型別には「集団栽培組織」が 860 集団で最も多い。そしてこの内品種の統一、栽培協定に加え、機械・施設の共同利用を伴う集団が 88 % を占める。機械利用集団における共同利用の内訳では、防除機、トラクター、育苗施設（1974 年現在 1,508 か所で共同育苗³⁾）が多い（第 1 表）。

第 1 表 秋田県における稲作集団化の特徴

	1968 年 組織数	新 設 組織数	解 散 組織数	継 続 組織数	1972 年 組織数	1972 年 1968 年
共同利用組織	184	108	124	60	168	91%
集団栽培組織	597	476	213	384	860	144

注. 1 農業生産組織調査報告書、農林省農林経済局統計情報部による

2 集団栽培組織 860 集団の内、機械・施設の共同利用を伴う集団は 88 %

3 共同利用、共同作業の種類別集団割合

	防除機	トラクター	田植機	収穫機
共同利用組織	75%	49	22	12
集団栽培組織	81	54	24	30

以上のように本県の稲作集団は、機械・施設の共同利用を行なうものが中心であり、しかも機械化「一貫体系」の共同利用ではなく、一部の機械を共同利用する集団が支配的であるといえる。

そこで、本報告は防除機、トラクターを共同で利用している由利町 M 集団を事例的にとりあげた。M 集団の再編過程を分析し、その中で、作業・経営受委託化の必然性と展開方向を明らかにしたい。

2 由利町 M 集団における集団化と受委託

M 集団は、労働力の逼迫による田植雇用労力の確保難、労賃高騰を背景に、1965 年に発足したもので品種、栽培技術の協定、田植共同作業に集落 56 戸全戸が参加した典型的な集団栽培組合である。この集団栽培組合の再編の直接的契機は、1972 年に集落農場化事業で、トラクター 4 台の他、田植機、バインダー等が導入されたことである。これらの機械導入資金の出資は、上層の 35 戸にとどまり、1ha 以下の 21 戸はこれらの機械を所有せず、上層農家と作業・経営受委託で結合することになった。この田植機の導入によって、10 年間続いた田植共同作業が解消した。

このような組織再編をもたらした要因は、つぎの二つに要約できる。第一は、1960 年代後半における婦人

労働力をも含めた労働力の流出である。第二は 1970 年以降における田植機の普及と農協直営大型育苗施設の設置である。

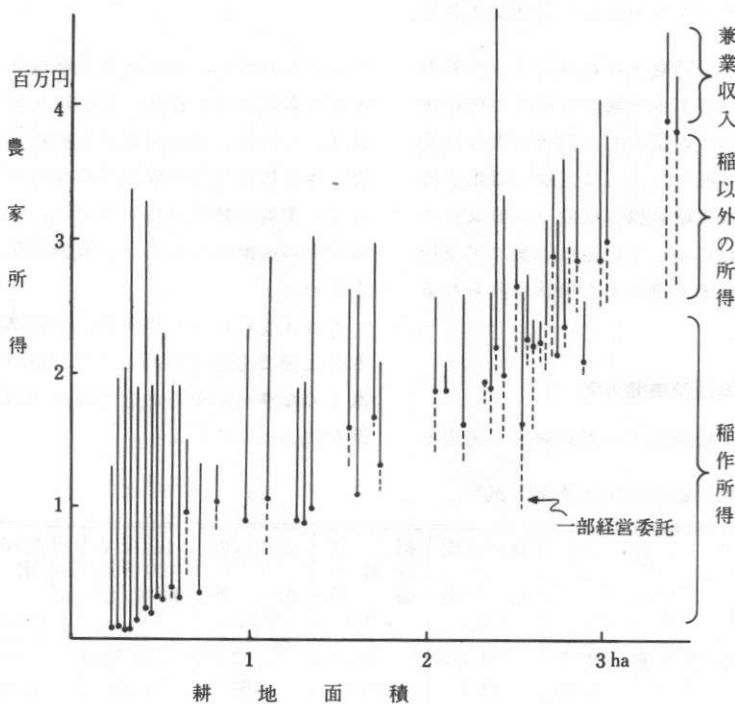
第一の要因である M 集団における労働力の流出は、町内に誘置企業が進出した 1960 年代後半に急速に進行した。階層によって、労働力の農業からの離脱過程は異なるが、2ha 以下では、男女共に恒常的賃労働兼業の方向を示している。集団内部にとどまり、稲作生産の担い手となる階層は、肉用牛繁殖経営の規模を拡大し、経営の複合的發展を志向する 2ha 以上層である。しかし、この 2ha 以上層においても農業だけでは自立できず 1 兼農家として、膨張した家計費に対応している（第 2 表）。

一方、2ha 以下層ではますます単作兼業化を深め、特に兼業収入に強く依存した 1ha 以下層の一部では、稲作作業の婦女子化に加え、補植、諸管理作業等の粗雑化、省略化も進行している。しかし、一戸で 2 人以上の農外就業者をかかえながらも、農家所得は 200 万円を下まわる農家も多く、農外就業の賃金レベルは低い。さらに、M 集団から誘置企業に就業した 19 人の婦人労働力の半数が、最近の不況を理由に解雇されたように、その就業条件は不安定である。したがって、兼業農家といえども、稲作所得に依存する割合は少な

第2表 兼業化の進行と複合部門の推移 (M 集団)

階 層	年 次	専 兼 別 農 家			肉 用 牛 飼 養			労 働 力 離 脱 過 程		
		専	1 兼	2 兼	1 頭	2 ~ 5	6 ~	1965年	1970	1974
3 ha 以上 (4 戸)	1965年	1戸	3			4		農 → 農 → 農		
	1974		4		1	1	2	農 → 農 → 農 臨 → 臨 → 臨		
2 ~ 3 ha (19)	1965	10	9		4	15		農 → 農 → 農		
	1974	1	17	1	4	14		農 → 農 → 農 臨 → 臨 → 臨 恒 → 恒 → 恒		
1 ~ 2 (10)	1965	1	8	1	8	1		農 → 農 → 農		
	1974		7	3		5		農 → 農 → 農 臨 → 臨 → 臨 恒 → 恒 → 恒		
1 ha 未満 (23)	1965	3	7	13	4			農 → 農 → 農		
	1974	1	3	19				農 → 農 → 農 臨 → 臨 → 臨 恒 → 恒 → 恒		
計 (56)	1965	15	27	14	16	20				
	1974	2	31	23	5	20	2			

注. 1 労働力離脱過程. 農=農業のみに従事. 臨=臨時的兼業に従事. 恒=恒常的兼業に従事
 —→男子労働力. - - -→女子労働力
 2. 1965年. 1970年は農業センサス, 1974年は農業基本調査による。



第1図 耕地規模別農家所得 (1974年)

注. 30a以下の9戸を除く

くない(第1図)。

さて, 組織再編の第二の要因であるが, M集団では1972年から74年にかけて, 機械化「一貫体系」が確立し, 省力化が大幅に進行した。M集団における機械

の導入は, 田植機, バインダー(上層に肉用牛飼養農家が多く, 稲わら利用上自脱型コンバインの導入がおくれた)で2~3戸共同が多い。しかし最近, 田植機利用は個別化の方向にあり, またバインダーも自脱型

コンバインに個別的に更新されつつある(第3表)。 所有と利用が分離する傾向を明確に示している(田植
いづれの機種においても所有の階層性が顕著になり、 委託農家の育苗は農協が受託=受委託が一層容易に)。

第3表 階層別農機具所有と受委託関係(M集団)

階 層	対 象 戸数	トラクター		田 植 機			バ イ ン ダ ー			自 脱 コンバイン 個 所 人 有
		OP 農家	補助 農家	個人 所有	共有	委託 農家	個人 所有	共有	委託 農家	
3 ha 以上	4戸	3戸		1 (1)	3 (2)		2 (1)	2 (2)		2
2 ~ 3	19	5	6	3 (2)	15 (6)	1	8 (1)	10 (4)	1	10
1 ~ 2	10				9 (3)	1	6 (3)	2 (1)	2	
1 ha 以下	23					17			16	
計	56	8	6	4 (3)	26 (11)	19	16 (5)	14 (7)	19	12

注. 1. トラクター(4台)・田植機・バインダーは1974年8月現在, 自脱型コンバインは1974年12月現在。

2. トラクターは35戸4班の共同所有であるが, 実質的にはOP補助農家中心で, その他は受委託で結合。

3. 1~2haのバインダーはすべて1条刈り。

4. 田植機・バインダーの()は受託農家。

以上検討したように, 田植機・収穫機によって省力が図られる一方, 上層農家が中下層の労働力に依存するというこれまでの集団化の基本的な関係に大きな変化が生じた。つまり, 機械化によって上層が雇用を排除すると共に, 中下層は生産装備の低位と, 兼業化による労働力の減少, 劣化によって, 逆に上層に主要作業を依存するという, 従来と逆転した関係がみられるに至ったのである。

3 稲作集団の展開方向

田植機の導入によって機械化「一貫体系」が完成し

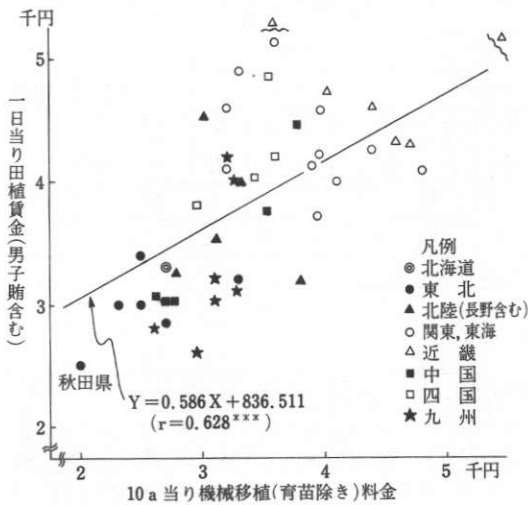
たといわれるが, この体系を構成する専用機の多くは, 本県の零細な個別経営の枠を越えるものである(第4表)。しかも, 最近における農機具価格, 燃料費の高騰, さらに本県の作業受託料金の低さ(第2図)によって, 損益分岐点面積が大きく, 負担可能面積の70%以上の稼働がなければ, 機械利用の経済性が発揮できない。

このように, 「一貫体系」の資本投下負担は, かなりの上層でも過重負担となり, 経済的利用での競争が激しくなり, 競争をあきらめた下層から作業委託へと進むことになる⁴⁾。

第4表 各専用機の経済的稼働水準(試算)

機 種 \ 区 分 \ 項 目		負担可能 面 積 (A)	損 益 分 岐 点 積 面 積 (B)	必要稼働 水 準 (B/A)	可能面積 100%稼 働 原 価 (C)	同左70% 稼働の 原 価 (D)	昭49受託 料 金 (県平均) (E)
ト ラ ク タ ー (15 P S)	耐用年数 8 年	13.4 ha	8.9 ha	66 %	2,770円	3,660	3,820
	" 5 年	13.4	11.7	87	3,420	4,590	3,820
" (35 P S)	" 8年補助なし	21.1	15.3	69	2,900	3,930	3,820
	" " 1/2 圧縮	21.1	10.4	47	2,120	2,820	3,820
田 植 機 (含 育 苗)	2 条 用	6.9	5.5	80	8,690	9,420	9,100
	4 "	13.7	8.6	63	8,190	8,850	9,100
自脱コンバイン (含 乾 燥)	2 "	6.0	4.3	72	10,240	13,100	13,000
	4 "	12.0	8.7	73	10,300	13,360	13,000

注. トラクターは耕起・代かきの合計



第2図 田植賃金と機械田植料金の相関(1972年)

しかし、本県における一般労働市場は、M集団の事例で検討したように、西日本等に比べれば未展開であり、農家が農業に依存する割合も大きい。このため、広範にみられる作業委託から、ストレートに経営委託へ展開するとは思われない。作業受託料金の低位を前提条件に、むしろ農協直営の育苗センター、カントリ

ーエレベーター等の機能が強化される可能性も強い。

いずれにせよ、作業の省略、粗雑化による収量の低下を防ぎ、かつ機械利用コストの低減による稲作所得向上を集団的に実現するためには、実質的に生産力の担い手になりつつある上層農家の経営安定が重要である。このための稲作中心の集団化の方向は二つあり、その一つは階層の分化に伴う担い手農家群中心の受託集団である。二つめは、稲作の省力化を前提に、複合部門の拡大を可能にする集団化である。一般労働市場が相対的に未展開である本県においては、後者の集団化が重要である。前者の集団化は、稲作委託農家において複合部門の安定拡大が図られなければ、高度な労働手段をテコに、本県の安い労働力を農外に析出する機能を結果として果すことになるだろう。

引用文献

- 1) 農林省統計情報部、農業生産組織調査報告書
- 2) 関正治、稲作生産組織の展開、農業経営と規模拡大所収が詳しい
- 3) 秋田県農政部農産普及課、水稻共同育苗施設の概要、昭和49年8月
- 4) 森嶋隆、稲作における生産集団、昭和49年度専門別総括検討会議(農業経営部門)

粗大有機物の経営間循環

第1報 個別相対交換方式の諸類型

古沢典夫*・高橋 功**

(*岩手県農業試験場県北分場)
(**花巻農業改良普及所)

1 ま え が き

近年の高生産性商品農業の展開は、必然的に専作化規模拡大への進路をたどらせている。

畜産におけるスケールメリットの追求は、購入飼料に対する依存度を高めながら、急速に多頭化へ進んだ。この結果、すでに所有耕地内に還元不可能な多量の排泄物の産出を伴い、畜産公害と硝酸態窒素の多投によるメタヘモグロビン症の発生が問題になっている。

他方、商品作物の規模拡大は、家畜飼養による土地・労働・資本の負担を排除しようとする動向を必然的に促し、無畜農家の増加による地力低下が今日の問題と

して警告されている。

地力維持は従来個別農家内で自己完結的に考慮され、自給自足が図られてきた。しかしながら、このような粗大有機物の過剰と決定的不足との矛盾が跋行的に進行するなかでは、営農方式を異にする同一地域内の農家間での機能分担で対応することの合理性が高まってきたと判断されるのである。

以下粗大有機物を媒体とする農家間の補完結合の事例を分析し、循環促進のための問題点を提起したい。

2 交換の実情

48年度の調査結果から、岩手県下における厩肥の